

特許 & 技術レポート

特許 & 技術レポート

河 合同特許法律事務所/SEOUL TECHNO R&C CO., LTD.

2011-09

ハイライト：

デザイン特許出願、ワンストップとなる	1
特許紛争、予め予測する	2
LED特許紛争、自動車へ拡散	2
幹細胞治療剤の特許出願増加	3
LG-ソニーの特許紛争が終結	4
新素材「グラフェン」に関する特許出願活発	5



特許制度

デザイン特許出願、ワンストップとなる

今後、多様な応用製品に適用するデザインを特許出願する際にも、最初の出願時に出願書一枚のみ作成すればよい。海外市場への進出のための国際出願も、特許庁のみのワンストップ処理が可能となる。

韓国政府は8月23日国務会議を開き、「1デザイン1出願主義」の原則を改善する内容の「デザイン保護法一部改正案」を議決した。この改正により、創作者はデザインを創作する際に意図していた多様な応用製品を予め出願書に表記、以降、応用製品の開発過程で追加出願したり、書類を作成する手間を省けるようになる。

これまでは創作者が一つのデザインを創作し、多様な物品に適用する場合、物品別に各々出願書を作成しなければ

ならなかった。しかし、仮に携帯電話の場合、一つのデザインにMP3プレーヤー、ナビゲーション、マルチメディアなど多様な物品を適用することができるが、今後はこれを一枚の出願書に記載できるようになる。

政府は今回の改正により、デザイナーの権利保護が強化され、出願費用の節減効果も大きくなることを予想している。



大法院判例

[事件]

特許法院2011. 5. 13. 言渡2010HE05192判決[登録取消(上)]

[判示事項]

原告が外国会社であって、そのインターネットホームページまたはインターネットの海外購入代行業者を通じ、本事件登録商標の指定商品と同一・類似する商品に本事件登録商標と類似する商標を付着し、韓国国内に販売し続けた場合、本事件登録商標の消滅に関して、直接的且つ現実的

な利害関係がある者に該当するかどうか(積極)

【判決要旨】

イ. 商標法第73条第1項第3号により商標登録の取消審判を請求することができる同条第6項に定めた「利害関係人」というのは、取り消されなければならない登録商標の存続により、商標権者から商標権の対抗を受け、その登録商標と同一または類似する商標を使用できなくなるにより、被害を受ける恐れがあったり、法律上、自らの地位に影響を受けることが客観的に明らかであり、その登録商標の消滅に直接的且つ現実的な利害関係のある者を言い、利害関係人に該当するかどうかは、審決当時を基準に判断しなければならない。

ロ. 原告は、米国で設立された衣類等を製造・販売する会社であって、原告のインターネットホームページまたはインターネットの海外購入代行業者を通じ、衣類、履物などの商品に本事件登録商標と類似する商標を付着し、韓国国内で販売し続けてきた事実を認めることができ、本事件の審決当時、韓国で本事件登録商標と類似する商標を使用し、本事件登録商標の指定商品と同種商品を提供していた者であるので、本事件登録商標の消滅に関して、直接的且つ現実的な利害関係のある者に該当する。

【事件】

特許法院 2011. 8. 26. 言渡 2011HE04660 判決 [権利範囲確認(上)]

【判示事項】

審判請求人が確認対象標章に対する先使用权を有するという点を事由にし、商標権の消極的権利範囲確認審判を求めることができるかどうか(消極)

【判決要旨】

商標権の消極的権利範囲確認審判は、登録商標権の保護範囲を基礎として、審判請求人が審判の対象にした標章(確認対象標章)に対して商標権の効力が及ぶかどうかを確認する権利確定を目的とするものである。仮に審判請求人がその主張のように確認対象標章に対する先使用权を有するとしても、そのような事情は商標権侵害訴訟で抗弁として主張することは別論とし、確認対象標章が商標権の権利範囲に属さないという確認を求めることは何ら関連がないので、先使用权があるということを理由に(消極的)権利範囲確認審判を求めることはできないといえる。

紛争

特許紛争、予め予測する

企業が関心を持つ特許や知識財産(IP)を分析し、紛争の可能性をオーダーメイド型で予報してくれるシステムが作られる。

韓国電子情報通信産業振興会(KEA・会長ユン・ジョンヨン)は、知識経済部の「先進技術特許対応システム構築事業」を通じ、企業の特許紛争に対する対応力を高め、信頼性のある紛争予測の情報を提供するための特許紛争予報システムの開発に着手したことを明らかにした。

特許紛争予報システムは、企業別のオーダーメイド型予測情報の提供に焦点を合わせる。既存の単純な特許情報検索中心のサービスの限界を克服することがポイントである。個別企業の関心特許を中心に紛争の可能性を等級化し、予測の根拠まで提供すると共に、予測の信頼性を大きく高める予定である。紛争の情報や紛争の危険を周期的に警報する機能も含まれる。

振興会は、これまでの特許紛争予報システムは提案のレベルに留まっていたが、実際に利用可能なシステムとして具現するという点で意味があると説明している。

また、システムの構築が成功すれば、低費用・高効率の特許紛争対応体系の重要な機能を負うことになるであろうと期待している。

システム構築事業は、今年から2013年まで3カ年度の継続事業として行われる。今年には米国の特許紛争情報のデータベース(DB)を構築し、「紛争敏感度」のエンジンを開発して、年末頃に紛争警告サービスから順次提供することになる。

電子情報通信産業振興会の常勤副会長ジョン・サンホン氏は、「内的に安定し、活用度の高いシステム構築で、IT業界が特許紛争を克服し、海外市場を広げていくのに役立つようにしていきたい」と述べた。

技術力と知識財産が企業の競争力を左右する重要な要因として浮上するのに伴い、特許紛争はますます激化している。紛争も大型化・専門化するにつれ、危険管理と予防の重要性も大きくなっている。しかし、紛争の危険を適時に警告し、紛争回避や適切な対応手段を支援する予測情報は非常に足りないのが現実である。業界では、一部大企業を除いた多数の中小企業は紛争情報の収集費用の負担、専門人材の不在などで困難を抱えているとしている。

LED特許紛争、自動車へ拡散

LGとドイツのオスラムが繰り広げていた「発光ダイオード(LED)の特許紛争」がLEDヘッドライトを装着した自動車産業へ拡散している。

LGグループのLED事業の系列会社であるLGイノテックは7月23日、中国北京市の第2人民法院に、ドイツのオスラムとへ

ラーの中国法人を相手にLED照明製品の販売差止及び損害賠償を求める訴訟を提起したことを明らかにした。ヘラーは、オスラムが作ったLEDを使用するドイツの自動車ヘッドライト(ヘッドランプ)メーカーで、中国の工場にLEDヘッドライトを作り、有名な完成車メーカーに供給している。LGイノテックが特許侵害されたとした製品はLED電球や自動車用LEDヘッドライトなどの5種である。中国は、世界のLED照明市場の30%を占めている。

LGイノテックは同日、同じ内容の特許侵害訴訟を米国デラウェア州連邦地裁にも提起した。同社はまた、オスラムのLED照明及びオスラムの系列会社であるオスラムオプトセミコンダクターズ、オスラムシルヴェニアなどが作ったLED照明に関する製品の米国内輸入を禁止するよう米国国際貿易委員会に要請した。

LGイノテックが今回の訴訟においてオスラムのLEDで自動車ヘッドライトを作るヘラーまで対象に含ませたことにより、LGとオスラムとの間の特許紛争は自動車産業へまで影響を与えることになった。万が一、中国の法院や米国国際貿易委員会等がLGイノテックに軍配を上げた場合、ヘラーのLEDヘッドライトを装着した自動車は中国と米国内の輸入が禁止される。

LGイノテックの今回の措置は、オスラムが先に提起した特許侵害訴訟に対して対応する性格が強い。これに先だってオスラムは、6月にLG電子とLGイノテック、サムスン電子を相手にドイツと米国の裁判所にLED照明に関する特許侵害訴訟を提起し、米国国際貿易委員会にこれらのメーカーの製品の米国内輸入を禁止するよう要請した。

LGイノテックの関係者は、「中国と米国で流通するオスラムのLEDパッケージ及び照明、車両用LEDヘッドライトが自社の特許を多数侵害した」とし、「オスラムが先に特許侵害訴訟を提起したため、断固として対処するつもりである」と述べた。

出願動向

幹細胞治療剤の特許出願増加

韓国食品医薬品安全庁は7月1日、幹細胞治療剤に対して世界で初めて品目許可を承認した。「品目許可」とは、政府が当該医薬品の国内生産及び販売を許可するというものであって、幹細胞治療剤が世界で初めて韓国で商用化の段階へ突入したということの意味する。

幹細胞治療剤は、幹細胞を体外で培養・増殖したり選別する方法で操作し、患者の病んだ組織を代替したり、身体機能を回復させることができるように製造された医薬品を言う。

幹細胞は、人体の多様な組織に分化する可能性のある未分化細胞であって、臓器移植を代替したり、難病を治療することができる画期的な治療法を提供するものとして注目されてきた。

幹細胞治療剤は、まだ大量生産が難しく、施術費用が非常に高価であるが、今回の食品医薬品安全庁の品目許可により、難病患者に希望を与えるだけでなく、関連の研究にも弾みがつくことが予想される。

最近になり、幹細胞治療剤に対する研究が韓国で活発に行われているが、これは特許出願の件数にもそのまま反映されている。特許庁によると、幹細胞治療剤に関する韓国特許は2002年に初めて出願された以降増加し続け、2010年まで計281件が出願されたが、特に2010年には前年に対して62%の高い増加率を見せた。

全体の特許出願の63%を占めているのは韓国人だが、これを出願人別に見ると、大学と病院が55%、中小企業が28%と出願比率が高く、大企業の比率は1%と非常に少ないことが特徴である。

一方、幹細胞治療剤に対する出願を技術分野別に見ると、成体幹細胞に関する出願が43%、受精卵胚芽幹細胞に関する出願が36%であり、これらの技術分野が韓国の特許出願の殆どを占めていることが分かるが、韓国人は成体幹細胞に、外国人は受精卵胚芽幹細胞に出願が集中していることが特徴である。

今回、韓国の食品医薬品安全庁の品目許可をきっかけに、今後幹細胞治療剤に関する研究開発の投資が大きく拡大され、特許出願も大幅に増加するであろうと予想される。

韓国が世界で最も早く幹細胞治療剤の商用化の段階に近づいたが、今後は世界市場を占めるように努力しなければならない。このためには、政府と民間が心を一つにして研究開発の戦略を立てて、これを実行し、中核特許の占有が先行されなければならない。

包装容器の特許出願増加

単純に食品を保管する用途のみに使用されていた「包装容器」が、最近では先端技術が結び付けられ、食品の変質と腐敗を防止し、新鮮度維持が可能なるよう進化している。

特許庁によると、2005年から2010年までの6年間で、食品の鮮度維持のための包装容器に関する特許出願は計320件と年毎に増加し続け、特に2008年以降急増する傾向を見せている。

特許出願を類型別に見ると、包装容器の密閉効果を高めるための包装容器の開口部の構造・形状に対する出願が全体の32%を占めているが、キムチのシャキシャキ感を維持するた

めに「重し」の原理を応用した、特殊な形状のフタを有するキムチ桶が代表的な事例である。

また、コーヒー豆固有の風味を維持するためのカプセル型容器、ビール固有の風味を維持するための缶容器などがある。

さらに、真空状態を極大化するために、内部の空気のみを外部に排出し、外部の空気は内部に入ることができないように遮断する空気出入弁に関する出願が30%を占めている。

紫外線や酸素、水蒸気などの透過を遮断し、内容物の変質、腐敗を防止するための包装容器の素材に関する出願も27%を占めているが、この中には、薄い素材を複数重ねて、乳製品や飲料などを長期間保管できるパック、ナノ技術が適用されたクーラーパック、酸化を防止するために包装材の中間に酸素を遮断する素材を入れたパックご飯などがある。

これと共に、エチレングス吸収剤などの鮮度保持剤を用いる技術も11%を占めていることが分かった。

特許庁の関係者は、「最近の相次ぐ気象異変や大地震などによる食品の需給困難に備えるために、長期間鮮度が保てる包装容器の開発が活発に行われるであろうと予想される」とし、「特に、鮮度維持は基本であり、食品の中に含まれた残留農薬や発癌物質、重金属等の有害成分を除去したり、抗菌等の効果を有する各種機能性・エコ包装容器の出願も増加するであろう」と述べた。

電子・半導体

LG-ソニーの特許紛争が終結

昨年から激しく繰り広げてきたLG電子とソニーとの特許紛争が、訴訟を全て取り下げ、相手会社の特許を共有する契約(クロスライセンス)を締結することで終結となった。

LG電子は8月11日、「最近、両社間の特許侵害訴訟を相互取り下げること合意した」とし、「両社はクロスライセンスを締結し、相互特許を共有することとした」と明らかにした。

両社は具体的な契約事項に対しては相互合意により公開しなかった。

クロスライセンスを締結すると、各社が保有している特許を相手側が別途の費用を支給せずに使用でき、具体的な共有対象は両社間の交渉を通じて定められる。

ソニーは、昨年12月米国国際貿易委員会(ITC)と連邦地裁に、LG電子が携帯電話にソニーの特許技術を許可なく使用したとして訴訟を提起し、これに対応してLG電子も、今年2月ソ

ニーが自社のブルーレイ標準技術と信号受信及び処理に関する8特許をデジタルTVとゲーム機に不当に使用したとしてITCに2件の訴訟を提起した。

また、LG電子は同日、カリフォルニア州南部連邦地裁にも、ソニーがデジタルTVなど11の特許技術を不当に使用したという訴訟を提起し、ソニーもまたロサンゼルス連邦地裁にLG電子を相手にLCD技術など2件の特許侵害訴訟を提起したことにより、両社の紛争が激しく続けられてきた。

LG電子は、昨年3月にはオランダ及び西ヨーロッパの国家にソニーのプレイステーション3の輸入禁止仮処分訴訟も提起した。

サムスン電子、 5年連続で米国特許取得2位…1位はIBM

AUOなど29社(被告)及びアップルなど6社(原告)と特許侵害に関する訴訟を行っているサムスン電子が、2006年以降5年連続でIBMに続いて米国での特許取得2位を記録した。

サムスン電子の半期報告書によると、昨年は研究開発に9兆4千108億ウォンを投入し、これを基盤に韓国特許5,795件、海外特許10,544件を出願した。

特に、昨年の米国特許取得の件数は4,551件と2006年からIBMに続いて5年連続で2位を守っている。

1984年に初めて米国に特許を登録した後、27年で世界で計10,452件の特許を保有する大手企業として成長した。

国家別の登録件数を見ると、韓国(40,902件)、米国(27,524件)、日本(5,672件)、中国(8,508件)、ヨーロッパ(10,851件)、その他(6,995件)などであり、米国での紛争に効果的に対応するために、韓国に次いで米国で多くの特許を保有している。

殆どの特許は、フラッシュメモリ、システムLSI、デジタルTV、携帯電話・スマートフォン、LCD等に関するものであり、サムスン電子の戦略事業製品に使用されたり、今後活用される予定である。

会社関係者は、「特許は事業保護の役割だけでなく、類似技術及び特許の乱立と競争会社の牽制において重要な役割を行う」と述べた。

また、「現在保有している特許のうち、新素材及び新マルチメディアコーデック(Multimedia Codec)、次世代無線通信に関する特許が一部占めており、今後新規事業への進出時に事業保護の役割を行うであろう」と付け加えた。

化学・金属・生命工学

新素材「グラフェン」に関する 特許出願活発

「夢の新素材」と呼ばれるグラフェン(graphene)に関する研究開発が活発な中で、近頃、関連の特許出願も急増している。

グラフェンは、銀、黒鉛の炭素原子の配列と同じ形であるが、厚さは原子の一つ程度に過ぎない2次元の炭素ナノ構造体をいう。

通常、黒鉛から一枚の原子層をはがしたものであって、電子が早く移動でき、伝導性が非常に良い上、強度などの物理的性質にも優れるため、新素材として注目されている。

このグラフェンを先端技術である超高速半導体、透明電極、ナノ構造体、太陽電池などに適用する研究が活発に行われている。

特許庁によると、ロシア出身の科学者であるアンドレ・ゲイム(Andre Geim)とコンスタンチン・ノボセロフ(Konstantin Novoselov)が初めてグラフェンの分離に成功した2004年以降、韓国でも関連特許の出願が徐々に増加し、2009年には急増したことが分かった。

2005年と2006年にはそれぞれ3件、6件などと非常に少なかったが、2007年、2008年にそれぞれ23件、44件が出願された。また、2009年以降は203件に達している。

なお、材料・製造(95件)、ナノ構造体(25件)、電子素子(51件)、電極(38件)、太陽電池(18件)、ディスプレイ(10件)、組成品(23件)などの順に研究開発が活発であることが調査された。

ヘルスケアに関する特許出願活発

健康に対する関心が高まり、高齢化社会になるにつれ、自らの健康状態を容易にチェックできる按摩器など「ヘルスケア」に関する特許出願が活発である。

特許庁によると、按摩器は高齢化社会が進むに従って、一般人に身近な生活用品と位置づけられている中で、この分野における個人出願の比率が67%と非常に高く示されるなど、成長し続けていることが分かる。

これまでの按摩器は単純な按摩機能のみあったが、今は、体温、体脂肪、脈拍、血圧などを測定して使用者の健康状態を診断し、それによって按摩パターンや強度を調節したり、さらに経絡を見つけて刺激する機能まで備えている。

また、按摩器の按摩動作は、実際に人の手で行う場合と完全に同じようにすることが最終目標である。

このような按摩器は、バイオセンシング技術など各種先端技術が融合されなければ作ることができないものであるが、2006年から今まで30件余りの特許が出願されている。

これは、全体の按摩器に関する特許出願の約3%を占め、まだ微々たる水準であるが、今まで中小企業型製品として認識されてきた按摩器市場に一部大企業が飛び込んでおり、今後、市場規模が大きくなると共に特許出願も増加するであろうと予想される。

特許庁の関係者は、「先端技術が融合された按摩器は、単純な按摩器を超え、遠隔医療サービスなどと連携し、その活用領域がますます広がることが予想される」とし、「成長し続けているヘルスケア産業で、必須的な家庭用医療機器の一つになるであろう」と述べた。

韓国における知的財産問題でお悩みですか

新しい選択、HA&HAにお任せ下さい。

(調査、特許・実用新案・デザイン・商標の出願及び登録、著作権、電子商取引、インターネット上の権利、コンピュータープログラム、侵害訴訟及び各種紛争)

河 合同特許法律事務所

ソウル市瑞草区盤浦洞742-20(栄和B/D)
Tel : +82-2-548-1609
Fax : +82-2-548-9555, 511-3405
E-mail : haandha@haandha.co.kr
Website : <http://haandha.co.kr>

SEOUL TECHNO R&C CO., LTD.

ソウル市瑞草区盤浦洞742-20(栄和B/D)
Tel : +82-2-3443-8434
Fax : +82-2-3443-8436
E-mail : st@stpat.co.kr